

公正証書遺言作成に必要な書類

1. 事前に御準備いただく資料

(1) 遺言をする人（遺言者）

職業

印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）

財産が土地建物である場合

①登記簿謄本（法務局）

②固定資産評価証明書（市役所・区役所等）

土地建物以外の財産の場合

①その内容及び時価額（概算で可）のメモ等

(2) 遺言で財産を受け取る事になる人（相続人・受遺者）

職業

住民票（住所、氏名、生年月日）

戸籍謄本（遺言者との続柄）

(3) 立ち会って貰う証人（立会証人）※2人必要

職業

住民票又は免許証（住所、氏名、生年月日）

※当事務所にて手配することも可能です

※※立会証人には、以下に該当する方はなることができません。

未成年者・受遺者及び推定相続人

推定相続人及び受遺者の配偶者及び直系血族

(4) 遺言執行者（遺言どおり実行してもらう人、立会証人、相続人、受遺者でも可）

職業

住民票又は免許証（住所、氏名、生年月日）

2. 公正証書遺言を作成する日に公証役場に持参するもの

(1) 遺言者

①実印

(2) 立会証人

①認印

〒211-0025

川崎市中原区木月二丁目18番6号

司法書士中井浩一事務所

TEL 044-435-8835

FAX 044-435-8837